

SBI証券

外国株式取引に関する説明書

外国株式取引に関する説明書 目次

I 外国株式取引概要	1
1 SBI 証券の外国株式取引の特徴	1
2 外国株式取引について	1
(1) 取引開始基準	1
(2) 取引開始までの流れ	1
(3) 取引方法の概要	2
(4) 取引に関するご注意事項	2
(5) 売買に関する税金	2
(6) 配当にかかわる税金	3
(7) 外国源泉税の還付請求	3
3 外国株式取引における注意事項等	3
(1) リスクについて	3
(2) 手数料	4
(3) 諸通知	4
(4) 上場廃止について	4
(5) 総合取引約款等の適用	4
(6) 外国株式取引に関する説明書(本説明書)の変更	4
4 コーポレートアクションについて	5
(1) 外国証券にかかわるコーポレートアクション対応について	5
(2) 特定口座の場合のコーポレートアクション対応可否等について	6
(3) NISA 口座の場合のコーポレートアクション対応可否等について	7
5 移管・入出庫	7
(1) 入庫	7
(2) 出庫	8
II 外国株式取引の受渡代金の決済方法について	9
(1) 外貨決済	9
(2) 円貨決済	9
III 外国株式の特定口座でのお取引について	10
IV 米国株式取引	11
(1) 取扱銘柄	11
(2) 取引方法	11
(3) 取引時間等	12
(4) 注文受付時間・約定日・受渡日	12
(5) ADR について	13
(6) 成行注文のご注意事項	13
(7) 取次先について	14
V 中国株式取引	15

(1) 取扱銘柄.....	15
(2) 取引方法.....	15
(3) 取引時間等.....	15
(4) 注文受付時間・約定日・受渡日	16
(5) HDR について	16
(6) 臨時の売買停止について.....	16
VI 韓国株式取引.....	16
(1) 取扱銘柄.....	16
(2) 取引方法.....	16
(3) 取引時間等.....	17
(4) 注文受付時間・約定日・受渡日	17
(5) KDR について	17
VII ロシア株式取引	18
(1) 取扱銘柄.....	18
(2) 取引方法.....	18
(3) 取引時間等.....	18
(4) 注文受付時間・約定日・受渡日	18
VIII ベトナム株式取引.....	19
(1) 取扱銘柄.....	19
(2) 取引方法.....	19
(3) 取引時間等.....	19
(4) 注文受付時間・約定日・受渡日	20
IX インドネシア株式取引.....	20
(1) 取扱銘柄.....	20
(2) 取引方法.....	20
(3) 取引時間等.....	20
(4) 注文受付時間・約定日・受渡日	21
(5) 臨時の売買停止について.....	21
X シンガポール株式取引	21
(1) 取扱銘柄.....	21
(2) 取引方法.....	21
(3) 取引ルール	22
(4) 取引時間等.....	23
(5) 注文受付時間・約定日・受渡日	23
XI タイ株式取引	23
(1) 取扱銘柄.....	23
(2) 取引方法.....	23
(3) 取引時間等.....	24
(4) 注文受付時間・約定日・受渡日	24

XII マレーシア株式取引	24
(1) 取扱銘柄.....	24
(2) 取引方法.....	24
(3) 取引時間等	25
(4) 注文受付時間・約定日・受渡日	25

外国株式取引に関する説明書

(インターネット取引)

お取引にあたっては、本説明書の内容を十分にご理解いただき、記載された事項をご承諾のうえ、お客様ご自身の責任と判断において行っていただくようお願いいたします。なお、本説明書では「外国株式の現物取引（以下「外国株式取引」といいます。）」について説明しています。米国株式信用取引については、「米国株式信用取引の契約締結前交付書面」、「米国株式信用取引口座設定約諾書」および「米国株式信用取引口座約款」をご確認ください。

以下、本説明書の時刻の表記は 24 時制（24 時間表記）を採用しております。

I 外国株式取引概要

1 SBI 証券の外国株式取引の特徴

当社が提供する外国株式取引^注は、インターネット技術を活用して日本と海外の株式市場を接続し、海外市場における取引時間中にリアルタイムで株式の取引（ロシア株式、およびベトナム株式を除く）を行うことができます。

(注)上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)の取引を含みます。なお本説明書の内容は、株数について説明した箇所は口数と、配当金について説明した箇所は分配金とそれぞれ読み替えて ETF および REIT の取引に適用されるものといたします。

2 外国株式取引について

(1) 取引開始基準

当社の外国株式取引は、インターネット取引サービスを利用されているお客様を対象といたします。

海外勤務等により出国し「（本邦）非居住者」に該当される場合や、米国籍、グリーンカード（米国永住権）保有、米国居住のお客様は、お取引いただけません。

(2) 取引開始までの流れ

外国株式取引の開始にあたり、次のお手続きが必要となります。

- (a) 当社に口座を開設されていないお客様は、口座の開設をお願いいたします。(当社ウェブサイトのトップページにある口座開設画面からお申込みができます。)
- (b) 本説明書および「為替取引に関する説明書」をご精読いただき、ご理解ご承諾のうえで、当社ウェブサイトにログイン後の「外国株式取引の口座開設はこちら」ボタンよりお申込みください。
- (c) お客様のお申込内容を審査後、お客様のメッセージボックス（重要なお知らせ）に、「外国株式取引(および付随する為替取引)開始手続」完了のお知らせを配信いたします。
- (d) 上記「重要なお知らせ」をご確認いただきますと、外国株式取引(および為替取引)がご利用いただけるようになります。

<留意事項>

審査の結果、書面によるお申込みが必要なお客様には、お申込翌営業日にその旨を「メッセージボックス」にお知らせするとともに、外国株式取引の開設に必要な書類（告知書）をお客様宛てに郵送いたします。

書類が到着いたしましたら、ご記入・捺印（押印欄のある場合）のうえ、必要書類をご返送ください。当社に書類到着後 3 営業日程度で外国株式取引口座を開設し、当社より「メッセージボックス」へお知らせいたします。(外国株式取引につきましては、「重要なお知らせ」確認後に、お取引いただけるようになります。)

(3) 取引方法の概要

当社ウェブサイト上での取引開始手続き完了後のお取引(買い注文の場合)方法の概要は以下のとおりです。

- (a) ログイン後に【外国株式-取引】ボタンをご選択ください。「外貨建商品取引サイト」が立ち上がります。(こちらのサイトは株価やチャートなどの「投資情報」、外国株式の「取引」・「注文照会」、外貨建商品の「口座管理」等をご利用いただける、外貨建商品の専用サイトです。)
- (b) 「外貨建商品取引サイト」上段の【取引】タブを選択いただき、外国株式の注文入力画面へと進み、お取引いただく市場をご選択ください。
- (c) 注文入力画面では「外貨決済」をご選択の場合には外貨の買付余力の範囲において、「円貨決済」をご選択の場合には日本円買付余力の範囲においてご注文いただけます(ベトナム株式およびインドネシア株式は現地通貨による「外貨決済」のみ。)

(4) 取引に関するご注意事項

- (a) 当社の取扱銘柄は、個別銘柄の売買の推奨、または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。
- (b) 年末年始、ゴールデンウィーク、旧正月、ラマダン近辺など、現地受渡日と国内受渡日のずれが大きい場合は、各市場の営業日に該当していてもお取引の取扱いを行わないことがあります。なお、その際には当社ウェブサイト上で事前に告知いたします。
- (c) 当社、または取次先等の事由によりご注文を受け付けできない場合もあります。また、注文受注後であっても、取引所・取次先等の事由により失効される場合もあります。
- (d) 個別の取引および結果報告について誤りがあったと取引所等が判断もしくは認定した場合、一旦取引所等より約定報告を受けた取引であっても、事後的にその約定単価、約定数量が変更されること、またはそれ以外の調整・修正が行われることがあります。また約定自体が取り消されることがあります。また、一旦「不出来(失効)」の報告を取引所等より受けた取引について、事後的にその取引が約定したとされることが、またはそれ以外の調整・修正が行われることもあります。上記の事後的な調整・修正等が行なわれた場合は、当社外貨建商品取引サイトの注文照会タブ押下後の注文照会(取消・訂正)>画面上の「約定取消確認」にて表示いたします。
- (e) 外国株式取引により購入された外国株式は、原則として国内株式信用取引の委託保証金代用有価証券とはなりません。
- (f) 各市場の取引ルールの詳細は、当社のウェブサイトにてご確認ください。

(5) 売買に関する税金

外国株式を売買した場合、取引をした金融商品取引業者等(証券会社等)が公表する為替レートで換算した邦貨(円)の額により取得費および譲渡収入の計算を行います。邦貨換算後の譲渡損益の計算は、国内株式と同様のお取扱いとなり、譲渡益は他の所得と分離して、株式等の譲渡に係る譲渡所得等として課税されます。

※ 韓国株式は売却時に売却約定金額に対して、取引税および農漁村特別税等がかかります。当該税金は約定代金から控除されます。各税率については当社ウェブサイトの「外国株式」>「韓国」にてご確認ください。

※ ベトナム株式はキャピタルゲイン課税として、損益に関わらず、売却代金の0.1%が控除されます。

※ インドネシア株式は売却税として損益に関わらず、売却代金の0.1%が控除されます。

【外貨決済でお取引した場合の邦貨換算】

お買付時の取得費の計算およびご売却時の譲渡収入の計算は、外貨から円に換算し直して、計算する必要があります。お買付時は国内約定日の東京外国為替市場のTTS為替レートを、ご売却時は同TTB為替レートをを用いて計算を行います。

【円貨決済の場合】

国内約定日に当社が決定した為替レートを用いて計算を行うことができます。

(6) 配当にかかわる税金

(a) 各市場の株式等への配当にかかわる課税は以下のとおりです。

米国	現地での課税は租税条約により、原則として 10%と定められています。ADR については発行者の母国で源泉徴収され、米国での課税はありません。税率はそれら母国と日本の間で結ばれた租税条約によります。
中国	現地での課税は銘柄によって異なります。
韓国	現地での課税は租税条約により、原則として 15%と定められています。なお、KDR や ETF 等の銘柄では異なる現地源泉税率が適用される場合があります。
ロシア	現地での課税は租税条約により、原則として 15%と定められています。
ベトナム	現地での課税はありません。
インドネシア	現地での課税は租税条約により、原則として 15%と定められていますが、当局の運用によっては適用されない場合があります。
シンガポール	現地での課税はありませんが、ETF や外国企業の配当金では課税される場合があります。
タイ	現地での課税はタイ国内法により 10%と定められています。
マレーシア	現地での課税はありません。

(b) 海外で税金が差し引かれた後（課税されない場合も含む）の配当に対する国内での課税は、基本的に国内株式と同様です。

(c) 当社からお客様への配当金等のお支払い後に海外で税金が徴収された場合には、外貨の現金残高にかかわらずお客様の口座より当該金額を差し引きます。

なお、米ドルの現金残高が当該差引金額に満たなかった場合には、米ドル預り金不足が発生します。米ドル預り金不足の発生日の 2 国内営業日後の 17:30 時点で米ドル預り金不足が解消していなかった場合、証券総合口座内の円貨の残高の有無にかかわらず自動的に為替取引（リアルタイム為替取引）が行われ（1 米ドル当たり 0.25 円の為替スプレッドがかかります。）、円貨を米ドルに転換のうえで当該米ドル預り金不足に充当いたします（他の通貨では自動的に為替取引を行いません。）。当該為替取引の結果、証券総合口座（円貨）に預り金不足が発生した場合には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。

(7) 外国源泉税の還付請求

当社は、外国株式において租税条約に定める限度税率（もしくは制限税率）を超えて外国源泉税が課された場合の、限度税率超過分（もしくは制限税率超過分）の還付請求は対応しておりません。

3 外国株式取引における注意事項等

(1) リスクについて

(a) 外国株式等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。なお、**レバレッジ型・インバース型 ETF 等は、主に短期売買により利益を得ることを目的とした商品であり、その仕組みや内容を十分理解し、取引に伴うリスク・コストを十分に認識したうえで取引いただくことが重要です。**

- (b) 外国株式等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- (c) 外国株式等は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外国証券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外国証券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- (d) 外国株式等は、当該国の政治情勢や経済情勢、金融商品市場等に起因する諸問題に伴い、外国証券の価格や為替相場が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- (e) 外国株式等は、国内の金融商品取引所に上場している場合や、国内で募集・売出し等の届出が行われた場合等を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。
- (f) その他のリスクは上場有価証券等書面（外国株式取引）をご確認ください。

(2) 手数料

外国株式の取引手数料は、「上場有価証券等書面(外国株式取引)」および当社ウェブサイトにてご案内しております。また、米国株式以外では、最低手数料を設定しておりますので、約定代金によっては最低手数料が適用されます。なお、中国株式においては配当金等の受領時においても現地で手数料が発生いたします。

(3) 諸通知

外国証券取引口座約款の定めにかかわらず、寄託に係る外国証券についての諸通知は、届出住所宛ての送付に代え、当社ウェブサイト上への掲載等、電子媒体による方法等により行うことがあります。

(4) 上場廃止について

- (a) 当社取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取扱いを停止することがあります。また、この場合、株券をお客様にお返しすることはできません。
- (b) 取引所が売買制限を設けた場合に加え、当社が必要であると判断した場合、当社での売買に制限を設けることがあります。

(5) 総合取引約款等の適用

外国株式取引は、本説明書の他、「総合取引約款」、「証券総合サービス取扱規程」、「インターネット取引取扱規程」、「外国証券取引口座約款」および「為替取引に関する説明書」等によるものとします。

(6) 外国株式取引に関する説明書(本説明書)の変更

- (a) 本説明書は、法令の制定・変更、または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。
- (b) 本説明書の変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その内容をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意いただいたものとして取扱います。
- (c) (b)の通知は、お客様のメッセージボックスへの配信による方法により行うことができるものとします。
- (d) (b)の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ウェブサイト上の掲示による方法により行うことができるものとします。

4 コーポレートアクションについて

(1) 外国証券にかかわるコーポレートアクション対応について

- (a) 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令、または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収し、その残額をお支払いいたします。
- (b) 外国証券に関し、新株引受権、または新株予約権が付与される場合は、原則として全て売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (c) 株式配当、株式分割、無償交付、減資、または合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理いたします。ただし、各市場における取引単位未満の株式は、原則として全て売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。
- (d) 前(c)の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定および「外国証券取引口座約款」の規定に関わらず、原則として全て売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。
- (e) 外国証券に関し、CVR（Contingent Value Right、不確定価額受領権）が付与される場合は、原則としてお客様の口座に入庫いたします。
- (f) 外国証券に関し、前(a)～(c)または(e)以外の権利が付与される場合は、原則として全て売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。
- (g) 中国株式では株式分割、株式併合を行った銘柄の売買は、権利落日から当面の間、仮コードによって実施されます。この措置に伴い、お客様の保有株式は一旦出庫され分割後の株数が仮コードにより入庫されます。入庫後は仮コードにより売買が可能となります。また、元コードでの売買が再開された場合には、お客様の保有株式は全て元コードに変更します。取引所においては、当面の間、元コードと仮コードでの売買が存在しますが、当社においては、元コードでの売買のみをお取扱いたします。なお、コードの変更処理等に伴い、当社が独自に売買を制限することがあります。
- (h) 外国証券は現地保管機関に当社名義で混合保管しています。コーポレートアクションが発生した場合、お客様は当社で保有する数量に応じて権利を取得し、その結果、生じた端数については切り上げされることなく、端数相当の対価をお支払いいたします。
- (i) 外国証券にコーポレートアクションが発生し、当該一のコーポレートアクションについて外国証券の発行者等が複数の選択肢を提示していた場合でも、お客様に選択いただくことはできず、また、当社も選択を行わず、選択を行わなかった場合に適用される方法にて割り当て等を受けます。
- (j) 当社では、お客様からお預りしている株式を、外国証券取引口座約款の第 15 条（外国証券の保管、権利および名義）の規定により、お客様から保管の委託を受け、一括して現地の保管機関に当社名義で保管を行っております。よって、株主総会、債権者集会、受益権者集会、または所有者集会等における議決権の行使、または異議申立てについては、お客様名義での議決権は発行されないため、株主総会等にご参加していただくことができません。また、議決権行使については、お客様ご自身で株主総会の議案回号の賛否等の意思表示をいただく場合で、お客様持分において投票が可能な場合は、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をされない場合には、当社は議決権の行使、または異議の申立てを行いません。
- (k) 市場変更を国内祝日に当社が検知し、同日に市場変更が行われた場合、受け付け済みの期間指定注文は取消となる場合があります。
- (l) コーポレートアクションを現地の権利落日当日に当社が検知した場合、受け付け済みの期間指定注文や現地の権利落日当日の注文は、取消となります。

- (m) 事前に予定されていたコーポレートアクションが急遽変更され、既に当社にて特定口座または NISA 口座の残高を一般口座の残高に振替していた場合、原則として、過去に遡って、当該処理を修正する対応は行いませんので、あらかじめご了承ください。
- (n) 米国株式積立サービス設定銘柄にコーポレートアクションが発生した場合は、当該銘柄の積立設定を解除する場合があります。詳細は当社ウェブサイトをご確認ください。

(2) 特定口座の場合のコーポレートアクション対応可否等について

コーポレートアクションの種類により、特定口座での預りが継続されるか一般口座に払い出されるかが決まります。下表をご確認ください。また、税務上の取扱いが明確でない権利が付与された場合も、特定口座上での取得単価の調整処理ができないため、一般口座に払い出されます。

ただし、コーポレートアクションの結果、発生する取引単位未満の株の売却代金は、特定口座のままとなり、特定口座内で損益通算されます。

コーポレートアクションの種類	特定口座対応
銘柄コード変更	可
株式分割（非整数倍含む）	可
株式併合（非整数倍含む）	可
無償割当（非整数倍含む）	可
株式配当	可
スピンオフ	親株：可（※1）、子株：不可
ライツイシュー	可
キャピタルゲイン配分等の権利処理	可
企業買収	不可（※2）
資本返還	不可
上場廃止	不可（※3）

※1 子株の税務上の取扱いにより、特定口座での預りが継続できない場合があります（一般口座に払い出されます。）。

※2 株式のみでの買収の場合は特定口座での預りが継続されます。現金のみ、現金＋株式での買収の場合は継続できません（一般口座に払い出されます。）。

※3 OTC 市場への移行は特定口座での預りが継続されます。ハノイ UpCom 市場（未上場公開株取引市場）への移行の場合は継続できません（一般口座に払い出されます。）。

（注1） 特定口座から一般口座に払い出された場合、特定口座での取得単価は、一般口座の参考単価として引き継がれます。

（注2） 当社では特定口座内で処理できないコーポレートアクションが予定されていて、現地権利落ち日が国内祝日の場合、現地約定日が現地権利付最終売買日となる特定口座のご注文は受け付けることができません（一般口座ではお取引いただけます。）。

国内で祝日が続くような場合等においては、当社でコーポレートアクションが検知できないため、既に現地で約定している場合があります。その場合は国内約定日において特定口座で約定している場合でも、一般口座での約定に訂正いたしますのでご了承ください。（詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。）

(3) NISA 口座の場合のコーポレートアクション対応可否等について

コーポレートアクションの種類により、NISA 口座での預りが継続されるか一般口座に払い出されるかが決まります。下表をご確認ください。また、税務上の取扱いが明確でない権利が付与された場合も、NISA 口座上での簿価の調整処理ができないため、一般口座に払い出されます。

コーポレートアクションの種類	NISA 口座対応
銘柄コード変更	可
株式分割（非整数倍含む）	可
株式併合（非整数倍含む）	可
無償割当（非整数倍含む）（新 NISA）	親株：可、子株：不可
無償割当（非整数倍含む）（旧 NISA）	親株：可、子株：可
株式配当	可
スピノフ（新 NISA）	親株：可（※1）、子株：不可
スピノフ（旧 NISA）	親株：可、子株：不可
ライツイシュー	可
企業買収	不可（※2）
資本返還（新 NISA）	不可
資本返還（旧 NISA）	可
上場廃止	不可（※3）

※1 子株の税務上の取扱いにより、NISA 口座での預りが継続できない場合があります（一般口座に払い出されます。）。

※2 株式のみでの買収の場合は NISA 口座での預りが継続されます。現金のみ、現金＋株式での買収の場合は継続できません（一般口座に払い出されます。）。

※3 OTC 市場への移行は NISA 口座での預りが継続されます。ハノイ UpCom 市場（未上場公開株取引市場）への移行の場合は継続できません（一般口座に払い出されます。）。

（注1） 当社では NISA 口座内で処理できないコーポレートアクションが予定されていて、現地権利落ち日が国内祝日の場合、現地約定日が現地権利付最終売買日となる NISA 口座でのご注文は受け付けることができません（一般口座ではお取引いただけます。）。

（注2） 複数の預り区分（特定・一般・NISA）で残高があり、合計で 1 株となる場合は、NISA 口座の残高が一般口座に払い出された上で、1 株となります。

5 移管・入出庫

米国株式および中国株式は、下記のとおり移管・入出庫を承っております。米国株式・中国株式以外は、本券の入出庫および証券会社間の移管を行っておりません。

(1) 入庫

当社への入庫は当社取扱銘柄に限り、日本国内の証券会社からであれば移管ができます。当社への米国株式または中国株式の入庫をご希望される場合は、あらかじめ当社ウェブサイトの米国株式または中国株式のサービス概要ページなどから「取扱銘柄一覧」をご確認のうえ、以下の手続きを行ってください。

- ① 移管元証券会社にご連絡いただき、移管元証券会社仕様の「外国証券移管依頼書」をご請求ください。各社様式が異なるため、当社では、移管元証券会社に提出する「外国証券移管依頼書」のご請求を受け付けておりません。
- ② 移管元証券会社より入手された移管元証券会社仕様の「外国証券移管依頼書」に必要事項を記載し、

ご署名・ご捺印のうえ移管元証券会社へご提出ください。

- ③ 移管元証券会社に同申込書が届き次第、移管元証券会社と当社にて必要な手続きを行います。なお、処理が完了しますとお客様の口座に、当該外国株式が保有残高として反映されますのでご確認ください。

(2) 出庫

当社からの出庫は移管先証券会社取扱銘柄に限り、日本国内の証券会社であれば移管を承っております。当社からの米国株式または中国株式の出庫をご希望される場合は、あらかじめ移管先証券会社にて取扱いが可能かご確認のうえ、以下の手続きを行ってください。他の証券会社への外国株式の移管出庫は同一名義間のみ無料で受付けております。

- ① 当社ウェブサイトの移管出庫ページにて、「外国証券移管依頼書（特定口座間）」または「外国証券移管依頼書（一般口座間）」の PDF ファイルを印刷のうえご利用ください。当社カスタマーサービスセンターに、当社仕様の「外国証券移管依頼書」をご請求いただくこともできます。
- ② 印刷した、または当社より郵送された当社仕様の「外国証券移管依頼書」に必要事項を記載し、ご署名・ご捺印のうえ当社までご返送ください。
- ③ 当社に同申込書が届き次第、当社と移管先証券会社にて必要な手続きを行います。なお、処理が完了したか否かについては移管先証券会社にご確認ください。

※ お手元にお持ちの株券の入庫や、海外ブローカーからの移管は行っておりません。

※ 米国株式「Microcap Stock^{*}」に該当する銘柄は入庫することができません。移管元証券会社での移管手続き時に「Microcap Stock」に該当していない場合でも、当社での移管用紙受入時点、または取次先での確認時点で「Microcap Stock」に該当した場合、移管入庫を受け付けすることができませんので、あらかじめご了承ください。

^{*} Microcap Stock とは、NYSE American・NASDAQ 上場の株価が 5 米ドル以下かつ時価総額が 3 億米ドル以下の株式（ADR 銘柄は除きます。）をいいます。ただし、一度 Microcap Stock に該当すると 30 日連続して株価が 5 米ドルを超え、かつ 30 日連続して時価総額が 5 億米ドルを超えるまで Microcap Stock に該当し続けます。Microcap Stock に該当するかご確認が必要な場合は、カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。

※ 取引単位未満の株式の入庫はできません。各銘柄の取引単位は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※ 移管（出庫）する米国株式が、米国株式信用取引の代用有価証券である場合、当社ウェブサイトにてお客様ご自身で事前に保護預りへの振替を行ってください。代用有価証券である場合は受け付けできませんのでご注意ください。

※ 当社、および移管元または移管先証券会社での照合手続き、事務処理等により移管完了までにかなりの日数を要する場合があります。

※ 移管入庫にかかる日数は、移管元証券会社の移管出庫スケジュールによるため、移管元証券会社にお問い合わせください。移管元証券会社から「外国証券移管依頼書」を受領した後、通常 7 営業日程度を要しますが、海外の休日等を挟んだ場合や移管入庫を希望される銘柄にコーポレートアクションが予定されている場合等は 2 週間以上かかる場合があります。移管終了後に売却を希望されるお客様は、その期間につきまして十分にご注意ください。

※ 本券の入出庫は行っておりません。

※ 取扱銘柄の上場廃止・破産等が現地で発表された場合など、状況により移管について制限を設けることがあります。

Ⅱ 外国株式取引の受渡代金の決済方法について

お取引は前受制です。外国株式取引の受渡代金の決済方法は、現地通貨による「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」をお選びいただけます。ただし、ベトナム株式取引およびインドネシア株式取引は現地通貨による「外貨決済」のみとなります。

(1) 外貨決済

「外貨決済」による買い注文を発注される際には、事前に当社にて為替取引を行っていただき、現地通貨で当該発注額に相当する額の預り金をご用意ください。現地通貨の買付余力の範囲内でご注文いただけます。

※ 外貨入出金サービス

米ドルおよび香港ドルは、提携銀行との外貨入出金サービスをご利用いただけます。提携銀行以外はお取り扱いできません。なお、提携銀行は当社ウェブサイトにてご確認ください。米ドルおよび香港ドル以外の通貨の入出金はお取り扱いしておりません。

※ 外貨の残高(預り金)には金利がつきません。

※ 為替取引については、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。

※ 外貨決済での外国株式取引の売却代金により他国の外国株式を買付ける場合は、為替取引により売却代金を一旦円に換金し、当該国の通貨に換金する必要がありますので、それぞれの為替取引において手数料が発生します。したがって、換金に係る手数料相当額は直接外国通貨間で換金する場合に比べて一般的に大きくなります。また、一旦円に換金した後、再度外貨に換金する際は、次回以降の為替取引をご利用いただく必要がありますので、一定の日数がかかります。

※ 一般に為替差益は、個人のお客様の場合、雑所得(またはその他の所得)として総合課税の対象となりますが、詳しくは税理士、または税務署等にお問合せください。

(2) 円貨決済

「円貨決済」による買い注文を発注される際は、日本円の買付余力の範囲内でご注文いただけます。ご注文発注時に、日本円の買付余力から概算受渡金額(円貨)を拘束いたします。なお、「期間指定」注文においては、繰越時に概算受渡金額(円貨)が再計算されます。参考レートの変動により拘束する金額に不足が発生した場合は、当該注文は繰越されず失効となります。「期間指定」による買い注文発注の際は、余裕を持った資金のお預入れをお願いいたします。

※ 概算受渡金額(円貨)には、為替レートの変動による不足金が発生しないよう、各通貨の直近の参考レート(対円レート)に通貨ごとに定めたレート[米ドル・香港ドル・ロシアルーブル・シンガポールドル・タイバーツ・マレーシアリングgitは105%、韓国ウォンは110%]を上乗せして算出いたします。実際の受渡金額とは異なりますので、ご注意ください。なお、上乗せするレートは、為替の変動状況などを考慮のうえ、当社の独自の判断により変更することがあります。

※ 各通貨の直近の参考レートとは、シンガポールドルは直前の日本時間 9:30、米ドル・香港ドル・マレーシアリングgitは直前の日本時間 10:00、韓国ウォン・ロシアルーブルは直前の日本時間 10:30、タイバーツは直前の日本時間 11:30 の当社適用為替レートとなります。

※ 為替相場が大きく変動した場合、不足金が発生することがあります。不足金が発生した場合には受渡日までにご入金ください。

➤ 約定後の受渡金額(円貨)の算出について

円貨決済ご選択の場合、現地約定日の翌国内営業日[シンガポールドルは日本時間 9:30、米ドル・香港ドル・マレーシアリングgitは日本時間 10:00、韓国ウォン・ロシアルーブルは日本時間 10:30、タイバーツは日本時間 11:30]に当社が決定した為替レートを基に受渡代金(円貨)を算出いたします。

- 日本円の買付余力への反映タイミングについて
 約定後、日本円の買付余力に反映するのは、現地約定日の翌国内営業日の受渡金額（円貨）算出後、日本時間 11:30 頃となります。（タイ株式は 12:30 頃）
 現地約定時点では日本円の買付余力に反映いたしませんので、当該買付余力を基にご注文を発注される際はご留意願います。
- その他留意事項
 - ・ご注文を発注した時点では当社適用為替レートは確定されません。
 - ・ご購入された外国株式に配当金等が発生した場合の受取通貨は現地通貨となります。
 - ・当社の事由により、円貨決済注文を受け付けできない場合があります。

Ⅲ 外国株式の特定口座でのお取引について

当社では、当社取扱いの 9 カ国（米国、中国、韓国、ロシア、ベトナム、インドネシア、シンガポール、タイ、マレーシア）の外国株式、海外 ETF および REIT の全てにおいて「特定口座」内でお取引することができます。

特定口座を開設いただき、特定口座内でお取引いただくことでお客様ご自身での煩雑な計算作業等をすることなく、当社からお送りする譲渡損益等を計算した「年間取引報告書」を用いて簡易に確定申告を行うことができます。また、「源泉徴収あり」を選択いただきますと、特定口座での売買における所得税・住民税を、当社が源泉徴収しお客様に代わって納付いたします。

- (a) 特定口座でのお取引の取扱い開始前に当社でお買付けいただいた外国株式を、特定口座のお預りとはできません。また、他社から当社の特定口座へ移管（入庫）できるのは、他社の特定口座でお預りの銘柄に限ります。
- (b) 特定口座で保有されている外国株式を一般口座に振替えることや、NISA 口座から特定口座に振替えることはできませんが、一般口座で保有されている外国株式を特定口座に振替えることはできません。
- (c) 「源泉徴収あり」を選択され、ご売却時に譲渡益が発生した場合、当社にて円貨ベースで源泉徴収税額相当分を計算し、お客様の円貨口座の預り金から徴収いたします。
- (d) 外貨決済で譲渡され、譲渡益税が発生した際に、お客様の円貨口座の預り金で充当できない場合は、外貨の売却代金の内、拘束していた概算譲渡益税相当分の全部または一部について外貨から円貨への為替取引（強制円転）を行い不足金額に充当します。
- (e) 徴収すべき譲渡益税（円貨）を算出し直した結果、不足金がある場合には、当社が定める外貨の優先順位で外貨⇒円貨への為替取引を行い不足金に充当いたしますので、あらかじめご了承ください。
- (f) 為替取引の変動等により不足金が解消しない場合や、為替取引の休場等により、外貨から円貨への為替取引受渡日が通常より長くなり、当該外貨建商品の譲渡等の受渡日まで、譲渡益税を円貨で徴収できない場合には、お客様の口座状況によっては、出金余力不足のためお取引に制限がかかることもありますのでご注意ください。
- (g) 円貨決済においては、国内約定日の為替レート確定日に受渡金額が確定いたしますので、損益通算後、国内約定日の夜間に売却代金から譲渡益税を徴収いたします。（詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。）
- (h) 特定口座内で損益通算した際の還付金は円貨にて支払われます。

Ⅳ 米国株式取引

米国株式は、現物取引に加えて信用取引を行うことができますが、本説明書では現物取引について説明しています。米国株式信用取引については、「米国株式信用取引の契約締結前交付書面」、「米国株式信用取引口座設定約諾書」および「米国株式信用取引口座約款」をご確認ください。

(1) 取扱銘柄

取扱銘柄は、ニューヨーク証券取引所(NYSE、NYSE Arca および NYSE American)、ナスダック(NASDAQ)、シーボア（Cboe）に上場する銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「米国株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

なお、当社は米国株式のご注文を現地証券会社である Interactive Brokers LLC または Alpaca Securities LLC に取り次ぎを行っています。Alpaca Securities LLC は、大口注文等の一部の注文を除き、原則として Virtu Americas LLC、Citadel Securities LLC 等の複数のマーケットメイカーに回送しています。Alpaca Securities LLC に取り次ぎを行っている銘柄は、当社ウェブサイト「米国株式取扱銘柄一覧」からご確認ください。

(2) 取引方法

取引の種類	インターネットを通じた現物取引（米株積立を含む）
価格	指値・成行・逆指値 ※新規上場銘柄は上場日に初値が確定するまで、成行注文および逆指値注文（成行価格）は受け付けできません。指値注文および逆指値（指値価格）注文のみ承ります。 ※米国株式積立サービスは成行での注文となります。 ※逆指値注文は、参照価格と注文価格を指定する注文方法です。参照価格とは「注文する銘柄の株価があらかじめ指定した価格になること」を指します。注文価格は指値と成行を指定いただけます。 ※取引時間中の指値注文は、以下のとおり、取次先、取引所または注文回送先のマーケットメイカーで注文が受け付けられず失効となる場合があります。なお、回送先のマーケットメイカーによって受付可能範囲が異なる場合があります。 ✓基準値を上回る買い注文または基準値を下回る売り注文は、下記に該当する場合には原則として失効となります。 基準値 25 ドル以下：10%以上乖離する指値 基準値 25 ドル超 50 ドル以下：5%以上乖離する指値 基準値 50 ドル超：3%以上乖離する指値 ※上記に該当する指値注文でも、回送先のマーケットメイカーによっては注文が受け付けられる場合があります。 ✓基準値を下回る買い注文または基準値を上回る売り注文は、回送先のマーケットメイカーにおいて、リスク管理の観点から受付可能範囲が設定されている場合があり、現在値と著しく乖離する場合には失効となる場合があります。 （例）基準値 100 ドルに対し、指値価格 1 ドルの買付注文は失効となる場合があります。
有効期限	当日中または期間指定 ※期間指定の有効期間は発注日を含めて最長 90 現地営業日まで指定することができます。成行の場合は当日中のみとなります。

	※米株積立は設定（申込）日の当日中のみ注文となります。なお、申込日が取引所の休場等により指定米国株式の申込不可日に定められている場合または当社の定める営業日でない場合、翌営業日を申込日として取扱います。
当社取引単位	1 株以上、1 株単位 1 注文の上限数量（当社）：250,000 単位 1 注文の上限金額（取次先）：2,000 万ドル ※米国株式積立サービスは、金額指定、株数（口数）指定を承ります。金額指定は円貨決済の場合、1 円以上 1 円単位、外貨決済の場合 0.01 ドル単位または 0.05 ドル単位での設定が可能で、設定額以内の単元株数で発注いたします。（米株積立設定銘柄の最小取引価格に満たない場合は注文を発注いたしません）。
呼値	0.01 ドル単位
決済方法	米ドルによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日 10:00 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)

- ※ **米国の市場では日本の市場と異なり、個別銘柄ごとのストップ高、ストップ安がありません。従って、成行注文の場合、現在値と著しく異なる値段で約定する可能性があります。**なお、成行注文の注意点は下記（6）「成行注文のご注意事項」を必ず参照いただきますようお願いいたします。

(3) 取引時間等

立会日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
取引時間	標準時間：23:30～6:00（現地時間 9:30～16:00） サマータイム：22:30～5:00（現地時間 9:30～16:00）

※ 日本と米国東部時間との時差は 14 時間（サマータイム 13 時間）です。

(4) 注文受付時間・約定日・受渡日

<通常注文受付時間>

取引時間中は、リアルタイムでお取引いただけます。ご注文は一部の時間を除き受け付けております。注文受付を停止する一部の時間は、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

取引時間外のご注文は全て予約注文として受け付けられます。

<米国株式積立サービス受付時間>

新規設定/設定変更/設定解除：設定時間等は当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

お客様の積立設定をもとに、日本時間 12:00 頃に当日夜間の米国市場向け注文として発注いたします。積立設定日の 12:00 時点で、積立設定銘柄の指定金額または発注株数（口数）に対して、買付余力が不足している場合等は注文が発注されません。また、米国市場に発注した注文が値付かず等で約定しなかった場合、設定銘柄の当該注文は失効いたします。

<約定日/受渡日>

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定した米国営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して 3 営業日目とします。

※ 当社の米国株式取引は、お客様からのご注文を、現地証券会社を通じて、米国の各金融商品取引所や、ECN(電子証券取引ネットワーク)と呼ばれる一種の私設証券取引システム等から、原則として最良気配価格を提示する市場を自動的に判定して執行します。そのため、株式が上場している市場以外に発注されることもありますので、あらかじめご了承ください。

- ※ 配当等の権利付最終日をまたぐ「期間指定」注文を承ることはできません。権利付与が急に決定、あるいは公表された場合など、当社の定める事項に該当した際には、有効期間中のご注文であっても、原則として権利付最終日をもってご注文は失効いたします。
- ※ 円貨決済のご注文において、米国市場の休場等により国内受渡日が米国注文日から起算して5営業日を超える日を指定する期間指定注文は、当社事由により受け付けられません。

(5) ADR について

- (a) 当社では ADR から現物株への交換、現物株の引出しはできません。
- (b) 租税条約、為替等のため、現地市場で買付けた現物株に対して支払われる配当金額と、同一株数相当の ADR に対して支払われる配当金額は必ずしも一致しません。

(6) 成行注文のご注意事項

成行注文においては、米国市場寄付前の買付注文時には前営業日の終値に対して、取引時間中の買付注文時には直近価格に対して、当社で定めた一定のレートを上乗せし買付余力を拘束いたします(※1)。

約定時点で買付余力の拘束額を超えて約定し、かつ米ドルの現金残高がなかった場合、米ドル預り金不足が発生いたします。この場合、当社では、不足金発生銘柄に関して「売却注文停止」の措置を取り、お客様のメッセージボックス（重要なお知らせ）に「対象銘柄」「不足金額」「不足金解消方法」等をご連絡しております。米ドル預り金不足は、国内受渡日 17:30 までに解消してください（※2）。期限までに解消が確認できない場合は（※3）、証券総合口座内の円貨の残高の有無にかかわらず自動的に為替取引（リアルタイム為替取引）が行われ（1 米ドル当たり 0.25 円の為替スプレッドがかかります。）、円貨を米ドルに転換のうえで米ドル預り金不足に充当いたします。為替取引の結果、証券総合口座（円貨）に預り金不足が発生した場合には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。

なお、売却注文停止の措置は、国内受渡日以降、毎国内営業日 9 時時点で米ドル預り金不足の解消（受渡日到来済みの米ドルでの解消）が確認できた場合、解除いたします（※4）。お取引をお急ぎの場合は、各コースのお問い合わせ先までご連絡ください。

- ※1 注文発注時の買付余力、NISA 枠の拘束額は以下の計算式にて行います。上乗せレートは、当社ウェブサイトをご参照ください。
- ※2 当社で為替取引を行って解消させる場合には、為替取引の受渡日が解消期限と同日となるときまでにお取引いただく必要があります。
- ※3 当該不足以外にも、米国株式信用取引などで米ドル預り金不足が発生している場合は、全ての米ドル預り金不足の解消が必要です。
- ※4 自動的に行われた為替取引により円貨で預り金不足が発生していた場合は、円貨預り金の解消が確認できるまで、売却注文停止の措置は解除されません。

①【特定/一般口座/NISA 口座での買付余力の拘束】

外貨 決済	寄付前	前営業日の終値(米ドル)×上乗せレート(%)×株数+手数料(米ドル)
	寄付後 ザラ場中	注文時点の直近価格(米ドル)×上乗せレート(%)×株数+手数料(米ドル)
円貨 決済	寄付前	{前営業日の終値(米ドル)×上乗せレート(%)×株数+手数料(米ドル)} ×注文時概算為替レート×105%

	寄付後 ザラ場中	{注文時点の直近価格(米ドル)×上乗せレート(%)×株数+手数料(米ドル)} ×注文時概算為替レート×105%
--	-------------	--

②【NISA 口座での NISA 枠の拘束】

外貨 決済	寄付前	前営業日の終値(米ドル)×上乗せレート(%)×株数×注文時為替レート×105%
	寄付後 ザラ場中	注文時点の直近価格(米ドル)×上乗せレート(%)×株数×注文時為替レート×105%
円貨 決済	寄付前	前営業日の終値(米ドル)×上乗せレート(%)×株数×注文時概算為替レート×105%
	寄付後 ザラ場中	注文時点の直近価格(米ドル)×上乗せレート(%)×株数×注文時概算為替レート ×105%

※逆指値注文（成行価格）の場合、寄付前の注文時は前営業日の終値（米ドル）と参照価格を比較して、値段が高い価格をもとに計算いたします。寄付後・ザラ場中の注文時は、注文時点の直近価格（米ドル）と参照価格を比較して、値段が高い価格をもとに計算いたします。参照価格とは「注文する銘柄の株価があらかじめ指定した価格になること」を指します。

※NISA 枠より、買付余力が少ない場合、買付余力を上限に余力拘束いたします。NISA 枠よりも買付余力が大きい場合は、NISA 枠を上限に余力拘束いたします。

※新規上場銘柄は上場日に初値が確定するまで、成行注文は受け付けできません。指値でのみ注文いただけます。

※NISA 口座でのご注文は、お客様の NISA 投資可能枠を上限に、上記買付余力の拘束にて買付可能株数を算出してご注文いただきます。国内約定日にて受渡精算金額が NISA 投資可能枠を超過した場合には、NISA 口座のお預りではなく、特定口座または一般口座に預り区分が変更となりますのでご注意ください。NISA 口座での約定を希望される場合には、成行注文ではなく、NISA 投資可能枠の上限に達しないよう投資枠に余裕をもった指値注文にて発注いただくことをお勧めいたします（NISA 口座での約定を保証するものではありません）。

(7) 取次先について

米国株式のご注文は、現地証券会社である Interactive Brokers LLC（以下「IB 証券」といいます。）または Alpaca Securities LLC（以下「Alpaca 証券」といいます。）に取り次ぎます。当社が銘柄ごとに取次先を決定しますので、お客様ご自身で取次先を選択いただくことはできません。Alpaca 証券に取り次ぎを行う銘柄は当社ウェブサイト「米国株式取扱銘柄一覧」でご案内しますが、当該銘柄にコーポレートアクションが発生した場合等、当社が必要と判断した場合には適宜、当社が適当と考える期間中のご注文の取次先を IB 証券に切り替えることがあります。

【各取次先の注文執行方針の概要】

<IB 証券>

米国の各金融商品取引所や、ECN（電子証券取引ネットワーク）と呼ばれる一種の私設証券取引システム等から、原則として最良気配価格を提示する市場を自動的に判定して執行されます。その結果、取引所以外で約定する場合もございます。

<Alpaca 証券>

大口注文等の一部の注文を除き、原則として、マーケットメイカーに回送されます。マーケットメイカーに回送された

注文は、取引所における単位株の最良気配（National Best Bid and Offer、NBBO）よりも良い価格または同等の価格で執行されます。なお、寄付前の注文等、取引所よりも良い価格または同等の価格での執行が困難な場合は、取引所に回送されます。注文回送先での執行状況は、各社が開示するレポートで確認することができます。

なお、IB 証券および Alpaca 証券は、マーケットメイカーへの注文回送によりレポートを受領する場合があります、その金額は各社のウェブサイトが開示されています。

V 中国株式取引

(1) 取扱銘柄

取扱銘柄は、香港証券取引所メインボード、GEM に上場する銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「中国株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

(2) 取引方法

取引の種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ（成行注文を受け付けておりません。）
有効期限	当日中のみ
取引単位	各銘柄に定められた取引単位 取引単位は当社ウェブサイトにてご確認ください。 1 注文の上限数量：3,000 単位 1 注文の上限金額（取次先）：3,000 万香港ドル
呼値	株価によって異なります。当社ウェブサイトをご覧ください。
決済方法	香港ドルによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日 10:00 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)

※ クロス取引とみなされる注文（同一顧客が同一銘柄を同一株数により買い注文と売り注文を同時に発注）、および既に発注済みの注文ステータスが未約定または一部約定の時点で同一顧客が同一銘柄の買い（売り）の反対注文を発注する行為は、現地法令で禁止されるウォッシュ・トレード（不正取引の一種）とみなされるため当該注文は受け付けておりません。

(3) 取引時間等

立会日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
取引時間	プレオープニングセッション：10:00～10:30（現地時間 9:00～9:30） 前場：10:30～13:00（現地時間 9:30～12:00） 後場：14:00～17:00（現地時間 13:00～16:00） クロージングオークションセッション：17:00～17:10（現地時間 16:00～16:10）

※ プレオープニングセッションとは、前場開始 30 分前から始まる公平なザラ場寄付値を形成するための、日本の板寄せの機能を持つ価格入札のことです。

※ 「クロージングオークションセッション」は、当日終値を算出するための時間になります。対象銘柄は、ハンセン指数構成銘柄(大型、中型)、A 株・H 株重複上場銘柄、香港上場 ETF 全銘柄となります。

※ 日本と香港との時差は 1 時間です。

(4) 注文受付時間・約定日・受渡日

<注文受付時間>

取引時間中は、リアルタイムでお取引いただけます。ご注文は一部の時間を除き受け付けております。注文受付を停止する一部の時間は、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

取引時間外のご注文は全て予約注文として受け付けられます。

<約定日/受渡日>

当社の国内約定日は、お客様のご注文が約定した香港営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して3営業日目とします。

(5) HDR について

- (a) 当社では HDR から現物株への交換、現物株の引出しはできません。
- (b) 租税条約、為替等のため、現地市場で買付けた現物株に対して支払われる配当金額と、同一株数相当の HDR に対して支払われる配当金額は必ずしも一致しません。

(6) 臨時の売買停止について

- (a) 香港では重要事項発表の控えた企業の株式などを香港証券取引所が一時的に売買停止とすることがあります。その他当社が必要であると判断した場合、当社での売買に制限を設けることがあります。
- (b) 香港では台風の強度によって臨時に取引開始時刻が遅れたり、休場になる措置がとられる場合があります。台風等によって市場の開始時刻が遅れる場合、ご注文は当社の取引システム内に保留され、取引開始と同時に取引所に発注されます。
しかし休場となった場合には、それまでに既に当社にて受け付けた注文は全て失効となります。
臨時に取引開始時刻が遅れる場合は、前記(4)注文受付時間、約定日・受渡日の記載とは異なり、取引開始まで取消・訂正注文が受け付けできない場合があります。
- (c) 通常取引時間中に、5分前の価格を参照し、その価格から上下10%の範囲を超える注文が発注された場合に VCM（ボラティリティ・コントロール・メカニズム）が発動されます。VCM が発動された場合、その後5分間は、注文価格が5分前の株価の上下10%の範囲に制限されます。5分経過後は通常の取引が再開されます。値幅を超える注文は取引所により失効されます。VCM の発動は1銘柄について、前場・後場それぞれ1回とされており、2回目以降は発動しません。ただし、プレオープニングセッション、クロージングオークションセッション、前場・後場開始後の15分と引け前の15分間は VCM の対象外の時間帯となります。なお、VCM の対象銘柄は、ハンセン指数構成銘柄、H 株指数構成銘柄となります。

VI 韓国株式取引

(1) 取扱銘柄

取扱銘柄は、韓国取引所(KRX)上場の KOSPI・KOSDAQ 市場の当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「韓国株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

(2) 取引方法

取引の種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ（成行注文を受け付けておりません。）
有効期限	当日中のみ
取引単位	1株以上、1株単位 1注文の上限数量：1,000単位

呼値	株価によって異なります。当社ウェブサイトをご覧ください。
値幅制限	前営業日の終値(クロージングプライス)±30% (呼値に応じて切捨て)
決済方法	韓国ウォンによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日 10:30 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)

※ 韓国の主要産業企業で大統領令によって選定された公共企業／上場会社には、会社ごとに非居住者による持株比率に上限が設定されているため、上限を超えることとなる買付注文は、取引所にて受け付けられず失効となります。

※ KOSPI15 銘柄以上または KOSDAQ10 銘柄以上（各銘柄の売買はそれぞれ 1 銘柄とカウントします。）を一度に取引することは「無裁定 プログラム取引」とみなされ、韓国取引所規則で規制されています。お客様のお取引がこれに該当した場合には、一定期間のお取引が停止される可能性がありますのでご注意ください。

(3) 取引時間等

立会日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
取引時間	9:00～15:30（現地時間 9:00～15:30）

※8:30～8:40 で前日終値取引、15:40～18:00 で時間外取引がありますが、当社ではお取り扱いしておりません。

※韓国とは時差はありません。

(4) 注文受付時間・約定日・受渡日

＜注文受付時間＞

取引時間中は、リアルタイムでお取引いただけます。ご注文は一部の時間を除き受け付けております。注文受付を停止する一部の時間は、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

＜約定日/受渡日＞

当社の国内約定日は、お客様のご注文が約定した韓国営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は国内約定日から起算して 3 営業日目とします。

(5) KDR について

(a) 当社では KDR からの現物株への交換、現物株への引出しはできません。

(b) 租税条約、為替等のため、現地市場で買付けた現物株に対して支払われる配当金額と、同一株数相当の KDR に対して支払われる配当金額は必ずしも一致しません。

Ⅶ ロシア株式取引

(1) 取扱銘柄

取扱銘柄は、モスクワ取引所（MICEX-RTS）に上場する銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「ロシア株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

(2) 取引方法

取引の種類	インターネットを通じたまたは電話による現物取引のみ
価格	指値のみ（成行注文を受け付けておりません。）
有効期限	当日注文のみ
取引単位	各銘柄に定められた取引単位 取引単位は当社ウェブサイトにてご確認ください。 1 注文の上限数量：10,000 単位
呼値	銘柄によって異なります。当社ウェブサイトをご覧ください。
決済方法	ロシアルーブルによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日 10:30 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)

※ 取引単位の変更により生じた取引単位未満株は、カスタマーサービスセンターへのお電話による売却注文のみお取扱いいたします。

(3) 取引時間等

立会日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
取引時間	16:00～翌 0:59:59（現地時間 10:00～18:59:59）

※ 日本とロシアとの時差は 6 時間です。

(4) 注文受付時間・約定日・受渡日

<注文受付時間>

【インターネット取引】

月曜日：0:00～14:00

火曜日～金曜日：3:45～14:00

土曜日・日曜日：一部の時間を除き、翌現地営業日向け注文を受付

注文受付を停止する一部の時間は、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

【ご注文専用ダイヤル】

当社営業日の 11:00～14:00

<約定日/受渡日>

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したロシア営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して 4 営業日目とします。

Ⅷ ベトナム株式取引

(1) 取扱銘柄

取扱銘柄は、ホーチミン証券取引所（HOSE）、ハノイ証券取引所（HNX）に上場する銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「ベトナム株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

(2) 取引方法

取引の種類	インターネットを通じたまたは電話による現物取引のみ
価格	指値のみ（成行注文を受け付けておりません。）
有効期限	当日注文のみ
取引単位	100 株以上、100 株単位 1 注文の上限数量：199 単位
呼値	ホーチミン証券取引所（HOSE）銘柄 1 万ドン未満 10 ドン刻み 1 万ドン以上 5 万ドン未満 50 ドン刻み 5 万ドン以上 100 ドン刻み ハノイ証券取引所（HNX）銘柄 100 ドン刻み 各銘柄の呼値は当社ウェブサイトをご覧ください。
制限値幅	ホーチミン証券取引所（HOSE）：前営業日終値±7% ハノイ証券取引所（HNX）：前営業日取引平均価格±10%
決済方法	ベトナムドンによる「外貨決済」のみ

※ 市場変更等により生じた取引単位未満株は、カスタマーサービスセンターへのお電話による売却注文のみお取り扱いいたします。

※ ベトナム株は非居住者持株比率に上限があるため、上限を超えることとなる買付注文は、取引所にて受け付けられず失効となります。

(3) 取引時間等

立会日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
取引時間	【ホーチミン証券取引所（HOSE）】 前場：11:00～13:30（現地時間 9:00～11:30） 後場：15:00～16:45（現地時間 13:00～14:45） ※11:00～11:15、16:30～16:45 は板寄せ取引となります。 【ハノイ証券取引所（HNX）】 前場：11:00～13:30（現地時間 9:00～11:30） 後場：15:00～16:45（現地時間 13:00～14:45） ポストリミットオーダーセッション 16:45～17:00（現地時間 14:45～15:00） ※16:30～16:45 は板寄せ取引となります。

※ 日本とベトナムとの時差は 2 時間です。

(4) 注文受付時間・約定日・受渡日

<注文受付時間>

【インターネット取引】

月曜日～金曜日：00:00～10:00（当日注文）、19:30～24:00（翌営業日向け注文）

土曜日・日曜日：一部の時間を除き、翌現地営業日向け注文を受付

注文受付を停止する一部の時間は、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

なお、ベトナム株式取引では、同一立会日に同一銘柄で売買双方の注文を行うことはできません。

【ご注文専用ダイヤル】

当社営業日の8:00～10:00

<約定日/受渡日>

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したベトナム営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して4営業日目とします。

IX インドネシア株式取引

(1) 取扱銘柄

取扱銘柄は、インドネシア証券取引所（IDX）に上場する銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「インドネシア株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

(2) 取引方法

取引の種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ（成行注文を受け付けておりません。）
有効期限	当日注文のみ
取引単位	100株以上100株単位 1注文の上限数量：50,000単位
呼値	株価によって異なります。当社ウェブサイトをご覧ください。
決済方法	インドネシアルピアによる「外貨決済」のみ

(3) 取引時間等

立会日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
取引時間	【月曜日～木曜日（祝祭日を除く）】 プレオープニングセッション：10:45～10:55（現地時間8:45～8:55） 前場：11:00～14:00（現地時間9:00～12:00） 後場：15:30～17:50（現地時間13:30～15:50） 【金曜日（祝祭日を除く）】 プレオープニングセッション：10:45～10:55（現地時間8:45～8:55） 前場：11:00～13:30（現地時間9:00～11:30） 後場：16:00～17:50（現地時間14:00～15:50）

※ プレオープニングセッションとは、公平なザラ場寄付値を形成するための、日本の板寄せの機能を持つ値決めセッションのことです。

※ プレオープニングセッションは現地取引所で日本時間10:59まで取引が行われていますが、当社では日本時間10:55までの取引となりますのでご注意ください。

- ※ プレオープニングセッションにてご発注可能な銘柄は、LQ45 指数の構成銘柄に限定されております。（LQ45 指数とは、インドネシア株式においてブルーチップ/優良株式銘柄とされる 45 銘柄の指数となります。）LQ45 指数の構成銘柄は当社ウェブサイトにてご確認ください。
- ※ LQ45 指数構成銘柄以外の銘柄をお取引される際は、前場開始後から後場が終了（日本時間 11:00～17:50）する間にご発注ください。それ以外の時間帯に発注されたご注文は、プレオープニングセッション中に取り引所で受け付けられず、失効となりますのでご注意ください。
- ※ 後場終了後にプレクロージングセッション等が実施されておりますが、当社では原則としてお取り扱いしておりません。後場終了時点で約定しなかったご注文は、失効となります。
- ※ 日本とインドネシアの時差は 2 時間です。

(4) 注文受付時間・約定日・受渡日

<注文受付時間>

取引時間中は、リアルタイムでお取引いただけます。ご注文は一部の時間を除きご注文を受け付けております。注文受付を停止する一部の時間は、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

取引時間外のご注文は全て予約注文として受け付けられます。

<約定日/受渡日>

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したインドネシア営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して 3 営業日目とします。

(5) 臨時の売買停止について

インドネシア証券取引所では、株価変動が一定の基準以上になった場合に自動的に注文を拒否するシステム（Auto Rejection System）が導入されており、当該基準に接触した場合、注文が受け付けられず失効されます。また、異常な価格変動が観測される場合や、コーポレートアクションが発生した場合など、当該銘柄の売買を停止することがあります。

X シンガポール株式取引

(1) 取扱銘柄

取扱銘柄は、シンガポール証券取引所(SGX)に上場する銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「シンガポール株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

(2) 取引方法

取引の種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ（成行注文を受け付けておりません。） ✓ 通常取引セッション開始までは前営業日の取引所終値(クロージングプライス)を基準値として、開始後は取引所においてリアルタイムで更新される"直近値"を基準値として、上限は基準値から高いほうに 30 ティック（ETF は 10%）まで、下限は基準値から低いほうに 30 ティック（ETF は 10%）までの範囲（以下「注文可能レンジ」といいます。）の注文が、当社の取次先にて有効な注文として取り扱われます。 ✓ 当社ウェブサイトでは注文可能レンジを超えた価格の注文も受け付けますが（当社はお客様のご注文が注文可能レンジ内の注文であるかどうかを確認しません。）、当社ではシンガポール証券取引所が定めるルールに基づき注文可能レンジを超える場合に必要となる「強制執行条件」を付した注文を承っておりませんので、注文可能レンジを超えた価格の注文は取次先にて失効となります。

有効期限	当日中のみ
取引単位	原則 100 株以上 100 株単位（ETF は原則 1 口以上 1 口単位） 1 注文の上限数量：500 単位（ETF は 1 注文の上限数量：10,000 口）
呼値	株価によって異なります。当社ウェブサイトをご覧ください。 ETF は銘柄ごとに異なり、0.01 または 0.001 シンガポールドルとなります。銘柄ごとの呼値はシンガポール証券取引所のウェブサイトの「 ETF Screener 」より Tick Size をご確認ください。当社で使用している銘柄コードと取引所の Trading Code の対応はシンガポール株式取扱銘柄一覧にてご確認ください。 <u>なお、当社では全て 0.001 シンガポールドル単位で受け付けますので、0.01 シンガポールドル単位の呼値の銘柄で小数第 3 位まで入力された場合には、当該注文は失効となりますので十分ご注意ください。</u>
決済方法	シンガポールドルによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日 9:30 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)

※ 当社では、訂正注文は受け付けておりません。指値価格や発注株数、決済通貨等の変更を行う際は、当該注文を取消後、改めて発注してください。

(3) 取引ルール

発注のタイミングおよび株式・ETF の別により、以下の基準値に基づく注文可能レンジ内の注文が当社の取次先にて有効な注文として取り扱われます。

(a) 基準値

注文発注のタイミング	基準値
通常取引セッション開始まで	前営業日の取引所終値
通常取引セッション開始後	リアルタイムで更新される直近値

(b) 注文可能レンジ

種別	注文可能レンジ
株式	基準値±30 ティック
ETF	基準値±10%

※ティックとはマーケットにおける株価変動の最小単位のことです。

当社ウェブサイトでは注文可能レンジを超えた価格の注文も受け付けますが（当社はお客様のご注文が注文可能レンジ内の注文であるかどうかを確認しません。）、当社ではシンガポール証券取引所が定めるルールに基づき注文可能レンジを超える場合に必要となる「強制執行条件」を付した注文を承っておりませんので、注文可能レンジを超えた価格の注文は取次先にて失効となります。

なお、一旦取引所に受け付けられた注文は当日中は有効となります。

発注後は「注文照会(取消)」画面を必ずご確認ください。(通常取引セッション開始時間前のご注文は通常取引セッション開始後にご確認ください。)

(4) 取引時間等

立会日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
取引時間	プレオープニングセッション 1：9:30～10:00（現地時間 8:30～9:00） 前場：10:00～13:00（現地時間 9:00～12:00） プレオープニングセッション 2：13:00～14:00（現地時間 12:00～13:00） 後場：14:00～18:00（現地時間 13:00～17:00）

※ プレオープニングセッションとは、通常取引セッション開始30分前から始まる公平なザラ場寄付値を形成するための、日本の板寄せの機能を持つ値決めセッションのことです。

※ プレオープニングセッション終了直前の 1～2 分間（日本時間 9:58～9:59 のランダムな時間から 10:00 まで、並びに日本時間 13:58～13:59 のランダムな時間から 14:00 まで）は、ノンキャンセルセッションとなるため、取引所でご注文の受付は行っておりません。ノンキャンセルセッション中に新規で発注されたご注文は、取引所で受け付けられず、失効となりますのでご注意ください。

※ 通常取引セッション終了後に、クロージングルーティーン 18:00～18:06（現地時間 17:00～17:06）が実施されておりますが、当社では原則としてお取り扱いしておりません。

※ 日本とシンガポールの時差は 1 時間です。

(5) 注文受付時間・約定日・受渡日

<注文受付時間>

取引時間中は、リアルタイムでお取引いただけます。ご注文は一部の時間を除きご注文を受け付けております。注文受付を停止する一部の時間は、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

取引時間外のご注文は全て予約注文として受け付けられます。

<約定日/受渡日>

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したシンガポール営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して 3 営業日目とします。

XI タイ株式取引

(1) 取扱銘柄

取扱銘柄は、タイ証券取引所(SET)に上場する銘柄のうち、当社の選択した銘柄となります。

タイの株式には、ローカル株（L 株）、フォーリン株（F 株）、NVDR（議決権なし預託証券）の 3 種類がありますが、当社では、NVDR（議決権なし預託証券）をお取引いただけます。

当社ウェブサイト「タイ株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

(2) 取引方法

取引の種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ（成行注文を受け付けておりません。）
有効期限	当日中のみ
取引単位	原則 100 株以上 100 株単位 1 注文の上限数量：20,000 単位
呼値	株価によって異なります。当社ウェブサイトをご覧ください。
制限値幅	前営業日終値±30%
決済方法	タイバーツによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」

適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日 11:30 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)
----------------------	--

※ 当社では、訂正注文は受け付けておりません。指値価格や発注株数、決済通貨等の変更を行う際は、当該注文を取消後、改めて発注してください。

(3) 取引時間等

立会日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
取引時間	プレオープニングセッション 1：11:30～12:00（現地時間 9:30～10:00） 前場：12:00～14:30（現地時間 10:00～12:30） プレオープニングセッション 2：15:30～16:00（現地時間 13:30～14:00） 後場：16:00～18:30（現地時間 14:00～16:30）

※ プレオープニングセッション 1 は、11:55～12:00（現地時間 9:55～10:00）のランダムな時間で終了すると同時に前場が開始されます。同様に、プレオープニングセッション 2 につきましても、15:55～16:00（現地時間 13:55～14:00）のランダムな時間で終了すると同時に後場が開始されます。

※ 後場終了後に、プレクロージングセッション等が実施されておりますが、当社では原則としてお取り扱いしておりません。

※ 日本とタイとの時差は 2 時間です。

(4) 注文受付時間・約定日・受渡日

<注文受付時間>

取引時間中は、リアルタイムでお取引いただけます。ご注文は一部の時間を除きご注文を受け付けております。注文受付を停止する一部の時間は、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

取引時間外のご注文は全て予約注文として受け付けられます。

<約定日/受渡日>

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したタイ営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して 3 営業日目とします。

XII マレーシア株式取引

(1) 取扱銘柄

取扱銘柄は、マレーシア証券取引所(BM)に上場する銘柄のうち、当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「マレーシア株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

(2) 取引方法

取引の種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ（成行注文を受け付けておりません。）
有効期限	当日中のみ
取引単位	原則 100 株以上 100 株単位 1 注文の上限数量：5,000 単位
呼値	株価によって異なります。当社ウェブサイトをご覧ください。
制限値幅	前営業日終値±30%
決済方法	マレーシアリングgitによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」

適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日 10:00 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)
----------------------	--

(3) 取引時間等

立会日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
取引時間	プレオープニングセッション 1：9:30～10:00（現地時間 8:30～9:00） 前場：10:00～13:30（現地時間 9:00～12:30） プレオープニングセッション 2：15:00～15:30（現地時間 14:00～14:30） 後場：15:30～17:45（現地時間 14:30～16:45）

※ 後場終了後に、プレクローズングセッション等が実施されておりますが、当社では原則としてお取り扱いしていません。

※ 日本とマレーシアとの時差は 1 時間です。

(4) 注文受付時間・約定日・受渡日

<注文受付時間>

取引時間中は、リアルタイムでお取引いただけます。ご注文は一部の時間を除きご注文を受け付けております。注文受付を停止する一部の時間は、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

取引時間外のご注文は全て予約注文として受け付けられます。

<約定日/受渡日>

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したマレーシア営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して 3 営業日目とします。

(2025 年 8 月)